令和8年度

児童扶養手当制度のご案内

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1 手当てを受けることができる人

＝　母・父・養育者　＝

支給要件

- 子どもを監護している**母**
- 子どもを監護し、かつ生計を同じくしている**父**
- 子どもを養育（監護し、かつ同居及び生計維持）している**養育者**

※ 同一児童について、次のいずれもが支給要件に該当するとき支給調整が行われます。
父及び母が該当するとき、または、父及び養育者が該当するとき、父に対する手当は、支給されません。また、母及び養育者が該当するとき、養育者に対する手当は、支給されません。

ただし、請求者が次に当てはまるときは、支給の対象となりません。

1 日本国内に住所を有しないとき

※平成２６年１２月から年金受給との併給が可能になりました。

＝　子ども　＝

対象年齢

次のいずれかにあてはまる子ども（18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある者）をいいます。
ただし、心身におおむね中程度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）がある場合は、20歳に達する日の前日までの間にある子どもです。

支給要件

- 父母が婚姻を解消した子ども
- 父(母)が死亡した子ども
- 父(母)が政令で定める程度の障がいの状態にある子ども （ただし、障害年金の子加算になっているときを除く 下記5参照）
- 父(母)に引き続き1年以上遺棄されている子ども
- 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- 父(母)の生死が明らかでない子ども
- 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている子ども
- 母が婚姻によらないで生まれた子ども
- 遺児等

ただし、子どもが次のいずれかに当てはまるときは、支給の対象となりません。

1 日本国内に住所を有しないとき

2 父または母の死亡につき公的年金を受けることができるとき （※受けれる場合もあります。）

3 父または母の死亡につき労働基準法の規定による遺族補償を受けることができる場合であって、給付事由発生日から６年を経過していないとき

4 里親に委託されているとき

5 父(母)に支給される公的年金の額の加算対象になっているとき （※受けれる場合もあります。）

6 父（母）と生計を同じくしているとき （その者が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く）

7 母（父）の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき （政令で定める程度の障がいの状態にある父（母）を除く）

8 父（母）の死亡について支給される遺族補償を受けることができる母（父・養育者）の監護を受けている場合であって、給付事由発生日から６年を経過していないとき

9 下記の児童福祉施設等に入所しているとき

児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期療養施設、児童自立支援施設（保護者（母(父)）とともに入所する場合を除く）及び少年院、少年鑑別所等

2 手当の額

（令和８年度手当額改正）

区　　分	全部支給される者	一部支給される者
児童１人のとき	月　額　４８，０５０円	４８，０４０円～１１，３４０円まで 所得金額に応じて１０円単位で決定
児童２人以上のとき	上記算出額に １１，３５０円 ～ ５，６８０円 加算	

※　児童扶養手当の本人所得金額は、所得に養育費の８割相当額を加算した額です。

※　一部支給の手当額＝４８，０５０円－（受給者の所得額－所得制限限度額）×０．０２６４０２９

１０円未満四捨五入

3 所得制限限度額

所得額の計算方法

請求者及び扶養義務者の前年中の所得がそれぞれ下表の所得制限以上であるときは、その年の１１月から翌年の１０月までは全部支給停止となります。

所得制限限度額表　　**※　収入額はあくまで目安です。**　（円）

扶養親族等の数	本　人				孤児等の養育者 扶養義務者・配偶者	
	全部支給		一部支給			
	収入額（目安）	所得額	収入額（目安）	所得額	収入額（目安）	所得額
0人	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5人	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

（R6年11月に全額支給所得額の改正）

扶養義務者とは、同居の三親等内の血族であり、世帯分離の場合も含む。

所得額＝　年間収入金額 － 必要経費（給与所得控除額等） ＋ 養育費の8割相当額 －
次表の諸控除 － 8万円（社会保険料等相当額）

諸控除額	●障がい者・勤労学生・障がい者扶養控除＝270,000円	●特別障がい者・特別障がい者扶養控除＝400,000円	●配偶者特別控除・医療費控除等＝地方税法で控除された額
	●寡婦・寡夫控除＝270,000円（請求者が母の場合を除く）	●ひとり親控除＝350,000円（請求者が母の場合を除く）	●勤労学生控除＝２７，０００円

所得制限限度額に加算できる額＝老人扶養親族、特定扶養親族の人数に応じ加算があります。

	受給者本人	配偶者・扶養義務者	備　　考
老人扶養親族１人につき	限度額に１０万円加算	限度額に６万円加算	ただし、配偶者扶養義務者について、扶養親族が老人のみの時は１人を除いた人数が対象
特定扶養親族１人につき	限度額に１５万円加算		

4 支給時期

児童扶養手当は全部支給、一部支給ともに認定月（おおむね申請月の翌月）分から支給要件に該当しなくなった月分までが支給されます。 手当は年６回１月（１１～１２月分）、３月（１～２月分）、５月（３～４月分）、７月（５～６月分）、９月（７～８月分）、１１月（９～１０月分）の各月原則１１日（休日の時は前日へ）に指定の口座に振り込まれます。

5 手当てを受ける手続き

戸籍謄本、年金手帳、健康保険証、その他必要書類を添えて請求の手続きをします。

関市健康福祉部子ども家庭課　TEL 0575-22-3131(内線2135)　**詳細は、**　http://www.city.seki.gifu.jp

洞戸事務所　TEL0581-58-2111　板取事務所　TEL0581-57-2111　武芸川事務所　TEL0575-46-2311
武儀事務所　TEL0575-49-2121　上之保事務所　TEL0575-47-2001